

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年7月12日
【会社名】	株式会社トライト
【英訳名】	TRYT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笹井 英孝
【本店の所在の場所】	大阪市北区曽根崎二丁目12番7号
【電話番号】	(06)6365-1131
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 井上 卓暁
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区曽根崎二丁目12番7号
【電話番号】	(06)6365-1131
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 井上 卓暁
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした売出金額】	売出金額 (引受人の買取引受による国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 20,400,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 7,200,000,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年6月20日付をもって提出した有価証券届出書及び2023年7月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディングの結果、引受人の買取引受による国内売出し21,600,000株が17,000,000株に変更されるとともに、ブックビルディング方式による売出し23,000,000株（引受人の買取引受による国内売出し17,000,000株、オーバーアロットメントによる売出し6,000,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が、2023年7月12日に決定されたため、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）
(2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
(2) ブックビルディング方式

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 東京証券取引所グロース市場への上場について
- 2 引受人の買取引受による海外売出しについて
- 3 グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について
- 4 ロックアップについて

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）】

(訂正前)

2023年7月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日（2023年7月24日）に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所（以下、「第一部 証券情報」において「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	21,600,000	25,920,000,000
			First Floor Block A, George's Quay Plaza, George's Quay, Dublin 2, Ireland LIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED
計（総売出株式）	-	21,600,000	25,920,000,000

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 売出価額の総額は、仮条件（1,100円～1,300円）の平均価格（1,200円）で算出した見込額であります。

3. 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し（以下「引受人の買取引受による海外売出し」といい、引受人の買取引受による国内売出しと併せて「本件売出し」という。）が行われる予定であります。本件売出しの売出株式総数（以下「売出株式総数」という。）は40,000,000株であり、国内売出株式数21,600,000株、海外売出株式数18,400,000株を目処として売出しを行う予定であります。最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2023年7月12日）に決定される予定であります。なお、売出株式総数については今後変更される可能性があります。

4. 引受人の買取引受による海外売出しは、米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）で行うことを予定しております。加えて、本件売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

5. 引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、6,000,000株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主であるLIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED（以下「買手」という。）より借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び後記「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

6. 本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフオファリング」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターはS M B C日興証券株式会社、BofA証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc及びU B S証券株式会社であります（ジョイント・グローバル・コーディネーターの記載順は、五十音順によります）。

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーは、S M B C日興証券株式会社、BofA証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びU B S証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、S M B C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びU B S証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、S M B C日興証券株式会社、BofA証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びU B S証券株式会社が共同で行います（共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順は、五十音順によります）。

7. グローバル・オフオファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

8. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

2023年7月12日に決定された引受価額（1,134円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,200円）で日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日（2023年7月24日）に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下、「第一部 証券情報」において「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定した価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	17,000,000	20,400,000,000	First Floor Block A, George's Quay Plaza, George's Quay, Dublin 2, Ireland LIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED
計(総売出株式)	-	17,000,000	20,400,000,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「引受人の買取引受による海外売出し」といい、引受人の買取引受による国内売出しと併せて「本件売出し」という。)が行われます。本件売出しの売出株式総数(以下「売出株式総数」という。)は40,000,000株であり、最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した結果、2023年7月12日に国内売出株式数17,000,000株及び海外売出株式数23,000,000株と決定されました。

3. 引受人の買取引受による海外売出しは、米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行われます。加えて、本件売出しにおいて、国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

4. 引受人の買取引受による国内売出しにあたっては、その需要状況等を勘案した結果、S M B C日興証券株式会社当社株主であるLIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式6,000,000株の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が追加的に行われます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び後記「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

5. 本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(これらを併せて、以下「グローバル・オフアリング」という。)のジョイント・グローバル・コーディネーターはS M B C日興証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc、BofA証券株式会社及びU B S証券株式会社であります。

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーは、S M B C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、BofA証券株式会社及びU B S証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、S M B C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びU B S証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、S M B C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、BofA証券株式会社及びU B S証券株式会社が共同で行います。

6. グローバル・オフアリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

7. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3.乃至8.の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 2023年7 月13日 (木) 至 2023年7 月20日 (木)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本店及び営業 所	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目4 番1号 BofA証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9番2号 三菱U F Jモルガン・スタン レー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 2番1号 U B S証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社S B I証券 東京都港区赤坂一丁目12番32 号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番 21号 楽天証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、1,100円以上1,300円以下の価格といたします。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（2023年7月12日）に売出価格及び引受価額を決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2023年7月12日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 当社及び売出人は、上記引受人と売出価格決定日（2023年7月12日）に引受人の買取引受による国内売出しに関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、引受人の買取引受による国内売出しを中止いたします。
5. 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、2023年7月24日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
8. 申込みに先立ち、2023年7月6日から2023年7月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。
販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
9. 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び引受人の買取引受による海外売出しも中止いたします。また、引受人の買取引受による海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。
10. 引受人の記載にあたっては、共同主幹事会社である4社を五十音順に記載し、次いで共同主幹事会社以外の3社を五十音順に記載しております。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
1,200	1,134	自 2023年7 月13日 (木) 至 2023年7 月20日 (木)	100	1株につ き 1,200	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9番2号 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目4 番1号 BofA証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 2番1号 U B S証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社S B I証券 東京都港区赤坂一丁目12番32 号 マネックス証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番 21号 楽天証券株式会社	(注) 3

(注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されました。
売出価格の決定に当たりましては、仮条件（1株につき1,100円～1,300円）に基づいて、国内外の機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、
— 申告された総需要株式数が、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。
— 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、売出株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の市場における評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,200円と決定されました。

なお、引受価額は1,134円と決定されました。

2. 申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数		
S M B C日興証券株式会社		7,918,600株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社		7,371,200株
BofA証券株式会社		673,200株
U B S証券株式会社		588,200株
株式会社S B I証券		149,600株
マネックス証券株式会社		149,600株
楽天証券株式会社		149,600株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき66円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 当社及び売出人は、上記引受人と2023年7月12日に引受人の買取引受による国内売出しに関する元引受契約を締結いたしました。ただし、株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、引受人の買取引受による国内売出しを中止いたします。

5. 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る引受株式数のうち、1,900株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

6. 株式受渡期日は、2023年7月24日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

8. 販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

9. 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び引受人の買取引受による海外売出しも中止いたします。また、引受人の買取引受による海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しを中止いたします。

(注) 10. の全文削除

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称	
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	
普通株式	ブックビルディング 方式	6,000,000	7,200,000,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	6,000,000	7,200,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われるS M B C 日興証券株式会社による日本国内における売出しであります。上記売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社は、2023年7月24日から2023年8月18日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、BofA証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借り入れる株式の返還を目的として、当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 引受人の買取引受による国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)8に記載した振替機関と同一であります。
6. 売出価額の総額は、仮条件(1,100円~1,300円)の平均価格(1,200円)で算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称	
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	
普通株式	ブックビルディング 方式	6,000,000	7,200,000,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	6,000,000	7,200,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果行われるS M B C 日興証券株式会社による日本国内における売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C 日興証券株式会社は、2023年7月24日から2023年8月18日までの期間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、BofA証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借り入れる株式の返還を目的として、当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 引受人の買取引受による国内売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)7に記載した振替機関と同一であります。

(注) 6. の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1	自 2023年7 月13日(木) 至 2023年7 月20日(木)	100	未定 (注)1	S M B C 日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2023年7月12日）に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）(2)ブックビルディング方式」の(注)8に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2023年7月24日）の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券は発行しておらず、株券の交付は行いません。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
1,200	自 2023年7 月13日(木) 至 2023年7 月20日(木)	100	1株につき 1,200	S M B C 日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2023年7月12日に決定されました。申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件については、2023年7月12日に決定されました。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）(2)ブックビルディング方式」の(注)8に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2023年7月24日）の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券は発行しておらず、株券の交付は行いません。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

（訂正前）

当社は前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社、BofA証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びUBS証券株式会社を共同主幹会社として、2023年7月24日に東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所グロース市場への上場にあたっての幹事取引参加者はS M B C日興証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であります（幹事取引参加者の記載順は、五十音順によります。）。

（訂正後）

当社は前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、BofA証券株式会社及びUBS証券株式会社を共同主幹会社として、2023年7月24日に東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所グロース市場への上場にあたっての幹事取引参加者はS M B C日興証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であります。

2 引受人の買取引受による海外売出しについて

（訂正前）

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（引受人の買取引受による海外売出し）が、SMBC Nikko Capital Markets Limited、Merrill Lynch International、Morgan Stanley & Co. International plc及びUBS AG London Branchを共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受により行われる予定であります（共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーの記載順は、五十音順によります。）。

本件売出しの売出株式総数は40,000,000株の予定であり、国内売出株式数21,600,000株、海外売出株式数18,400,000株を目処として売出しを行う予定でありますが、最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2023年7月12日）に決定されます。

また、引受人の買取引受による海外売出しに際し、海外投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

（訂正後）

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（引受人の買取引受による海外売出し）が、Merrill Lynch International、Morgan Stanley & Co. International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited及びUBS AG London Branchを共同主幹会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受により行われます。

本件売出しの売出株式総数は40,000,000株であり、最終的な内訳は、売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した結果、2023年7月12日に国内売出株式数17,000,000株及び海外売出株式数23,000,000株と決定されました。

また、引受人の買取引受による海外売出しに際し、海外投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

（訂正前）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる株式であります。これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、貸株人はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2023年8月18日を行使期限として付与する予定であります。

また、S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、シンジケートカバー取引期間中、BofA証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、シンジケートカバー取引を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社は、BofA証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数がオーバーアロットメントによる売出しに係る上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、貸株人から借り入れている株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを行使することにより当社普通株式を取得し貸株人への返還に代える予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2023年7月12日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる株式であります。これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、貸株人はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数について、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2023年8月18日を行使期限として付与してあります。

また、S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、シンジケートカバー取引期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、BofA証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、シンジケートカバー取引を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、BofA証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数がオーバーアロットメントによる売出しに係る上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、貸株人から借り入れている株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを行使することにより当社普通株式を取得し貸株人への返還に代える予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2023年7月12日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。

4 ロックアップについて

（訂正前）

グローバル・オフアリングに関連して、売出人かつ貸株人であるLIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITEDは、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）後180日（2024年1月19日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し、引受人の買取引受による海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの行使に基づく当社普通株式の売却、及び売出人が株式受渡期日後に締結する借入契約に基づく貸付人のための当社普通株式に対する一定の条件の下での担保権の設定等を除く。）を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーターに対して差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割、株式無償割当て並びにストック・オプションの発行及び株式報酬制度の導入に関する発表（ただし、ロックアップ期間中にストック・オプションの行使及び株式報酬制度に基づく株式の発行等がなされないものであり、かつロックアップ期間中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式と株式報酬制度に基づいて当該発表後1年以内に発行等がなされる当社普通株式の合計数が当社の発行済株式総数の1%を超えないものに限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、各ロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

（訂正後）

グローバル・オフアリングに関連して、売出人かつ貸株人であるLIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITEDは、元引受契約締結日から上場日（当日を含む。）後180日（2024年1月19日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し、引受人の買取引受による海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの行使に基づく当社普通株式の売却、及び売出人が株式受渡期日後に締結する借入契約に基づく貸付人のための当社普通株式に対する一定の条件の下での担保権の設定等を除く。）を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーターに対して差し入れております。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割、株式無償割当て並びにストック・オプションの発行及び株式報酬制度の導入に関する発表（ただし、ロックアップ期間中にストック・オプションの行使及び株式報酬制度に基づく株式の発行等がなされないものであり、かつロックアップ期間中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式と株式報酬制度に基づいて当該発表後1年以内に発行等がなされる当社普通株式の合計数が当社の発行済株式総数の1%を超えないものに限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、各ロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。